

琉球大学 教授職員会ニュース 第173号

2015年1月9日 琉球大学教授職員会 事務局：中城口信号角・内線2023

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/> E-mail: kyoshoku@eye.u-ryukyu.ac.jp

センター試験業務 ブラック企業化突き進む琉大

センター試験の業務について、12/25付の学長発の「平成27年度大学入試センター試験への対応について（通知）」（以下「学長文書」）が、続いて1/7付で総務部長発の「平成27年度大学入試センター試験への対応について（事務連絡）」（以下「総務部長文書」）が出されています。これらの文書は、今も担当する全教職員に周知されていません。しかも、その内容が重大です。

休日の振替：『偽装振り替え』をしないで！？

(1) 振り替えたくてもできない人がどうすればよいか、説明がありません。振替日のどんな業務が休日労働への対応するかも不明です。

学長文書では、17-18日のセンター試験の業務について、「必ず休日の振替をお願いしたい」、振替は「特別の業務が入っていない日をお願いしたい」と求めています。総務部の説明では、特別の業務とはその日でないとできない業務です。

指定された振替期間（17日→1月中、18日→19-23日）の全ての平日に、「その日でないとできない」講義等、会議、出張、臨時雇上の監督、実験などがはいつている教員は多数います。**出勤することが明らかな日を、センター試験の振替休日にするのは「偽装振り替え」にほかなりません。そういう振り替えは、できません。**

一方、空いている日に振り替えた後で、その日に業務が入った場合は、総務部長文書で、平成19年制定の「入試における勤務体制に関する方針」1(4)「振り替えにより休日になった日において業務を行う必要が生じた場合には、休日労働の手続により勤務を行うものとする」に準拠するよう指示しています。しかし、**振り替えた先の休日はあくまで「休日」なので、三六協定なしに「休日労働」は出来ません。**そもそも、同「方針」にも、36協定を前提にしていることが明記されています。仮に、大学の指示通りに休日労働の手続をするとどうなるでしょうか。休日労働の対象となる業務は36協定で定められるので、今年度は何が対象の業務かも分かりません。運用次第では、振替日にやむなく朝から晩まで働いたとしても、研究や卒論指導は対象と認めず、1時間の会議分だけ払われるなんてことも、あり得ます！

今回の総務部長文書は、まさに「偽装振り替え」の根拠文書です。

(2) 労使協定締結はもう間に合わないのだから、もはや学内規定不整備のまま、学長命令で休日労働させるしかありません。

総務部長文書の発表段階で、労使協定を締結してもセンター試験の初日には間に合わない状況でした。労使協定がなくても、就業規則に休日の振替の規定を設けてあり、あらかじめ振り返るべき日を特定すれば、休日の振替が出来るが、ただし就業規則に出来る限り休日振替する具体的事由（業務内容）と振り替えるべき日を特定するのが望ましいこととされています（「労働基準法解釈総覧」厚労省労基局編）。本学では、「振り返るべき日」も「振り替えるべき期間」も就業規則には規定されていません。したがって、今後、管理職や振り替え可能な教職員を新たに担当に置かない限り、振り替えるべき日も期間も規則に特定されていないまま、学長の命令によって強権的に業務を行わせることとなります。学長命令を出す場合も、あらかじめ振り返るべき日を特定することが労基法上の要件ですが、個々の教職員にどのようにあらかじめ振り返るべき日を特定するのか、一切示していません。このように、一切の説明責任がはたされていません。

次ページに続く 最後に教授職員会からの提案をまとめています。お読み下さい。

7:45超える労働:涙金を払えば違法労働OK!?

(3)「協定未締結なので時間外労働手当を支給する(すればよい)」は完全な違法労働の強要です

36協定なしで所定労働時間(7時間45分)を超える勤務は完全に違法です。センター試験の監督を丸一日する人は、違法労働を強いられますが、大学はそれを説明しません。学長文書の、「今回のセンター試験は、学習指導要領が改訂されたことに伴い旧課程履修者用の科目が加わったことや、理科の選択方法などが変更されていることから、センター試験対応について混乱が予想されるため、全学的な協力をお願いしたい」との記述が、違法な時間外労働への協力要請だそうです。皆さん、読み取れますか? 本会が抗議したところ、総務部長文書で、「平成27年度大学入試センター試験の業務において、所定労働時間を超える労働時間については、36協定が締結されていないことから、当該教職員に対して時間外労働手当相当額(実績額)を支給することとしています。」と説明されました。これを読めば、『36協定が締結されていない』現状では、『当該教職員に対して時間外労働手当相当額(実績額)を支給すること』によって、『所定労働時間を超える労働』に就かせることができる」という意味だと誰でも受けとります。しかし、真実は「金を払っても違法」です。この文書は、偽りの情報を提供して教職員を欺き、違法な業務命令をする大学の責任を学部長・学科長に転嫁するものです。

(4)なぜ大学は、丸一日、監督等する人に「違法労働ですがして下さい」と言わないのでしょうか?

大学は、「今年のセンター試験業務では、一日の勤務時間が7:45+休憩1時間を超えると違法で、勤務を命じることができません。それでも、働いてもらわないとセンター試験が成り立ちません。法令が禁ずる超過勤務を、教職員が超法規的に自発的に行って下さい。でも、大学として特別の措置を執るつもりはありません」ということを隠して、担当する教職員に「同意」させようとしています。しかも、36協定がないのに、「時間外労働手当相当額」の適用料率を示していないので、今回いくら払われるのかさえ分かりません。

このままでは、これから入試等の重要業務は、法令や協定によらない無法な労務管理が可能になります。

センター試験を無事行うために 適正手続が必要です

教授職員会では、センター試験を無事行い、受験生に万一にもしわ寄せすることのないことを絶対の条件としたうえで、担当する教職員に違法な休日・時間外労働が課されることがないように取り組んできました。現時点では次のように考えます。なお、センターからは多額の人件費が来ており、財源は十分あります。

◎学部長・学科長などに下記のようなメールを書き送って、記録を残しましょう

「同意」したのではなく「業務命令」に従ったことを記録しましょう。正当に拒否を貫いて嫌がらせを受けたり、同調圧力を感じたり、怖くて従うしかない状況などが起こったばあいは、教授職員会にお知らせ下さい。

- ・「説明がなかったので、協定を前提に考えていましたが、振替できる日がないので今回は担当出来ません。」
- ・「振替が難しいので、しかたなく休日労働とし、後日、代休を取得します。ただし協定が締結されていないと聞いているので、時間外労働は出来ません。」
- ・「違法と後から知ったので、自ら同意したつもりはありませんが、担当や配置が割り振られた今となっては逆らうことが出来ませんので、業務命令と受けとめて働くしかありません。」

◎休日の振り替えについては、以下のように場合分けされると考えます。

振替可能 → 振り替える → 格安の入試手当 + 振り替えた日は一日休日になる (大学が求めていること)

→ 振り替えた日に業務が入った → 振替え取消し*

振替不能 → センター試験の勤務に対し休日給を受取り、かつ取得可能な任意の日に代休を要求

*) 万一、振り替えた日に業務が入って「働かなければ!」と困った場合、ぜひ教授職員会にご相談下さい。

◎一日の所定労働時間を超える勤務について：違法であり容認できません

* 大学は、全員が所定労働時間内に収まるよう、担当者補充に注力すべきです。大学が正直に事実の説明さえしないのは、ブラック企業ぶりも極まります。

◎受験生をおもって、違法な業務命令に従っても、働いた教職員の側に罪はありません!